

# 上越市 循環型社会形成推進地域計画

平成 26 年 10 月修正

平成 28 年 1 月修正

新潟県 上越市

## 〈 目 次 〉

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1) 対象地.....	1
(2) 計画期間.....	2
(3) 基本的な方向.....	2
(4) 広域化の検討状況.....	3
2 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	4
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	4
(2) 生活排水処理の現状.....	5
(3) 一般廃棄物処理等の目標.....	6
(4) 生活排水処理の目標.....	7
3 施策の内容.....	8
(1) 排出抑制（リユース・リデュース）の推進.....	8
(2) 再使用（リユース）の推進.....	10
(3) 再資源化（リサイクル）の推進.....	11
(4) 処理体制.....	12
(5) 処理施設の整備.....	15
(6) 施設整備に関する計画支援事業.....	16
(7) 施設整備に関する長寿命化計画策定事業.....	16
(8) その他の施策.....	16
4 計画のフォローアップと事後評価.....	18

### 【添付書類】

- 様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
- 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2
- 様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
- 参考資料様式 2 施設概要（熱回収施設系）
- 参考資料様式 4 施設概要（し尿処理施設系）
- 参考資料様式 5 施設概要（浄化槽系）
- 参考資料様式 6 計画支援概要（熱回収施設系）
- 参考資料様式 6 長寿命化計画策定支援事業（し尿処理施設系）
- 添付資料 1：上越市的人口実績及び推移の予測結果
- 添付資料 2：上越市のごみ排出量の実績及び推移の予測結果
- 添付資料 3：総資源化量及びリサイクル率の実績及び推計の予測結果
- 添付資料 4：生活排水処理形態別人口の実績及び推移の予測結果
- 添付資料 5：現況施設と新設予定施設位置図
- 添付資料 6：公共下水道等汚水処理施設整備長期構想図
- 添付資料 7：家庭ごみの収集方法

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町村名：上越市

面 積：973.61km<sup>2</sup>

人 口：205,480人（平成23年9月1日現在）

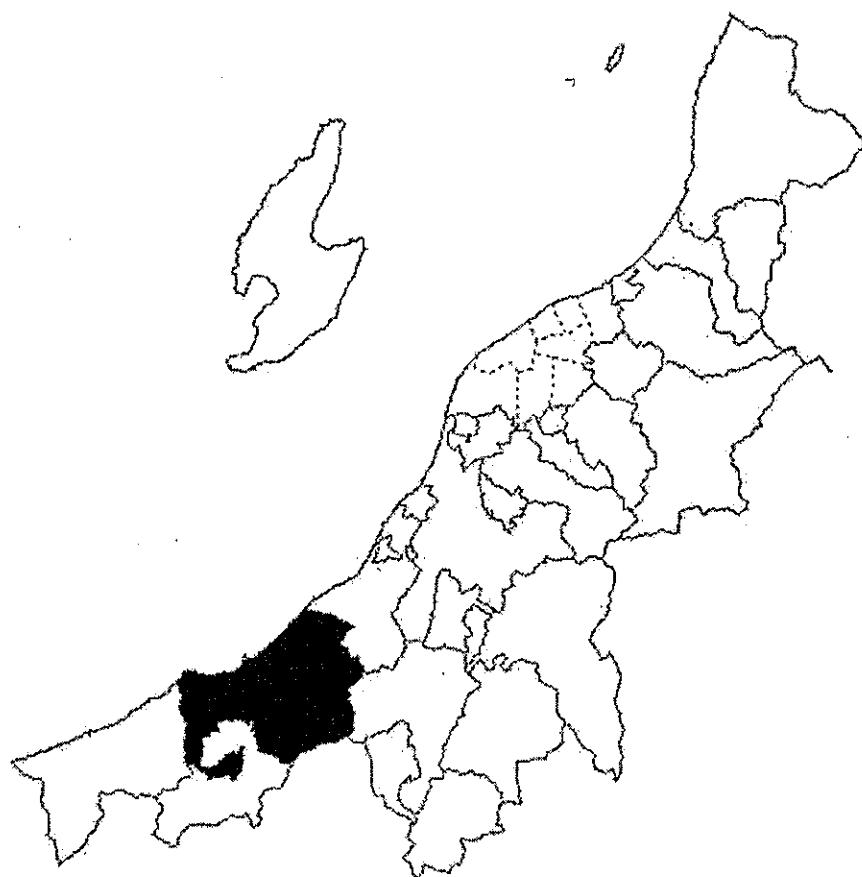


図1 対象地域図

## (2) 計画期間

本計画は平成24年4月1日から平成31年3月31日までの7年間を計画期間とする。

また、本計画は目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には本計画を見直すものとする。

## (3) 基本的な方向

上越市（以下「本市」という。）は新潟県の南西部に位置し、新潟市、富山市へ約120km、長野市へは約80kmの距離にある。東西44.6km、南北44.2km、面積973.61km<sup>2</sup>で、市域は、南は妙高市・長野県飯山市、東は柏崎市・十日町市、西は糸魚川市に、そして、北は成長著しいアジア諸国へ通じる日本海に面している。

また、本市は平野部、山間部、海岸部と変化に富んだ地形を有している。市の中央部を一級河川関川が貫流し、矢代川・別所川・櫛池川・飯田川・保倉川等を併せて日本海へ注いでおり、これらの河川の流域に広がる肥沃な高田平野と、この平野を取り囲む米山山地、東頸城丘陵、関田山脈、南葉山地、西頸城山地等の中間地域により形成されている。また、海岸線には砂丘が続き、砂丘と平野の間には天然の湖沼群が点在している。

このような、豊かな自然環境を有する本市にとって、循環型社会形成の推進、低炭素社会の実現を目指すことは重要な課題である。

特に廃棄物の処理に関して、本市はごみ処理対策を施策の最重要課題の一つに位置づけ、市民と行政が協力してごみの減量、資源化に努めてきた。

しかし、消費者のニーズやライフスタイルの多様化とともに、ごみとして排出されるものは年々多様化し、リサイクルに対する社会的な要請とあいまって、ごみ処理に要する経費も依然として高い水準で推移している。

こうした状況に対応すべく、従来のように、ごみの増加を前提として施設を整備するという考え方から、ごみの排出量を可能な限り削減し、環境への負荷を最小にするという考え方の方針を大きく転換することが求められている。

本市においても、国の環境基本法及び循環型社会形成推進基本法の理念である、「発生抑制（リデュース：Reduce）」「再使用（リユース：Reuse）」「再生利用（リサイクル：Recycle）」の3Rに取り組んできたが、今後は更に「不要な物は買わない、断る（リフューズ：Refuse）」という積極的な考え方を含めた4Rを基本とし、発生量の削減をごみ処理の最優先課題として位置づける。その上で、資源を有効に活用するため資源化を促進し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す。

本市では、平成20年4月から全市統一制度による家庭ごみの有料化、また平成23年4月からは生ごみの資源化を完全実施する等、家庭ごみの減量と資源化を実施している。更に、事業系ごみに対しては、適正な事業系廃棄物処理手数料を徴収するとともに、分別・資源化を推進する等、減量化に努めている。

今後、新しく整備する（仮称）上越市新クリーンセンター（以下「新クリーンセンター」という。）では、高効率発電を行うとともに、焼却残渣の資源化も検討し、最終処分量の削減を目指す。

#### (4) 広域化の検討状況

新潟県では、ごみ焼却施設からのダイオキシン類削減対策、効率的なごみの減量化や資源化などを推進するため、平成11年3月に「新潟県ごみ処理広域化計画」を策定した。

本市は平成17年1月1日に周辺13町村（安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町）と合併したが、「燃やせるごみ」については、中郷村、板倉町を除く周辺11町村と一部事務組合を構成し、既に広域処理を行ってきた。

また、中郷区、板倉区の「燃やせるごみ」については、妙高市と新井広域行政組合を構成し、妙高市の新井頸南クリーンセンターで処理を行っているが、今後は新クリーンセンターで処理する計画である。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1)一般廃棄物等の処理の現状

平成 22 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 2 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、71,693 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 24,188 トン、リサイクル率（＝総資源化量 / (ごみ処理量 + 集団回収量)）は 33.7% である。

中間処理による減量化量は 37,719 トンであり、ごみ処理量に対し 54.4% が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 14.1% に当たる 9,786 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 42,040 トンである。各焼却施設では、温水の場内利用を行っており、施設に隣接するくるみ家族園への熱供給や冬期間の管理棟及び計量棟の屋根の融雪を行っている。

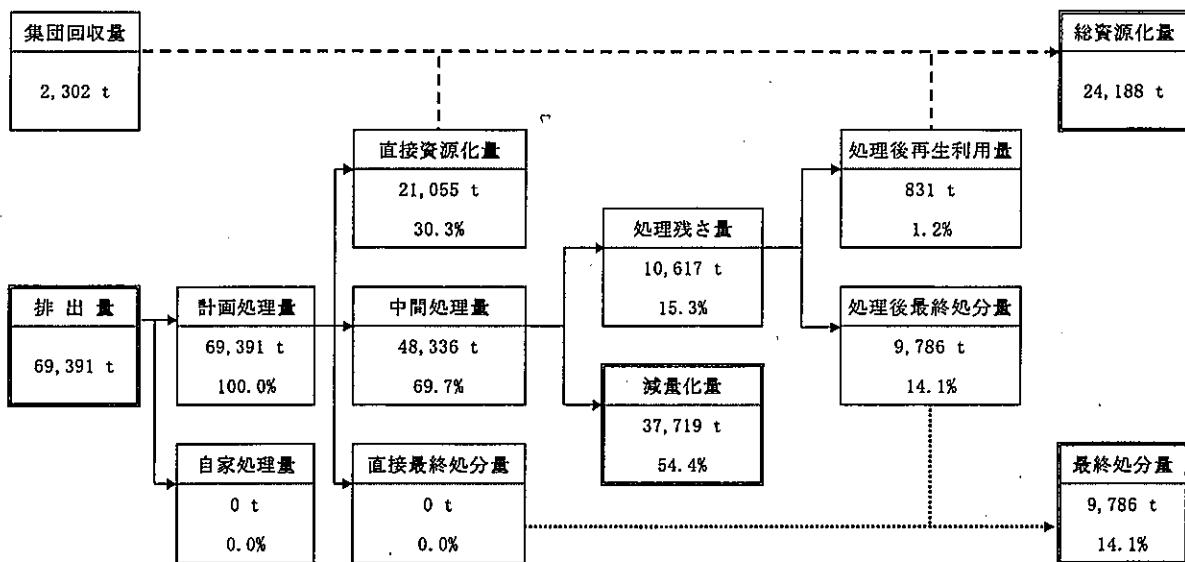


図 2 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 22 年度）

## (2)生活排水処理の現状

平成 22 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は、図 3 のとおりである。

生活排水処理人口は、全体で 205,610 人であり、水洗化人口は、153,525 人、汚水衛生処理率は 74.7%である。

し尿発生量は、10,858k1/年、浄化槽汚泥発生量は 55,125k1/年であり、処理・処分量（=収集・運搬量）は 65,983k1/年である。

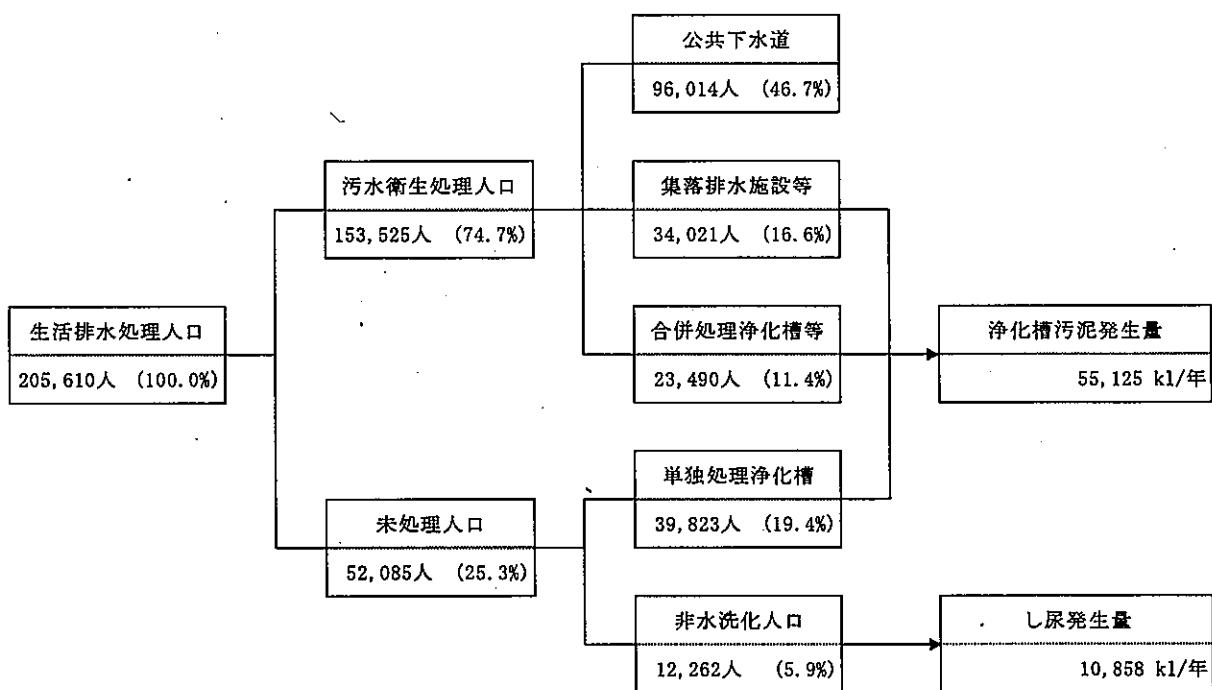


図 3 生活排水の処理状況フロー (平成 22 年度)

### (3)一般廃棄物処理等の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組むこととする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合※1) (平成22年度)	目標(割合※1) (平成31年度)
排 出 量	事業系 総排出量	21,705 トン	21,580 トン (-0.6%)
	1事業所当たりの排出量※2	1.97 トン/事業所	1.96 トン/事業所 (-0.5%)
	家庭系 総排出量	47,686 トン	45,100 トン (-5.4%)
	1人当たりの排出量※3	129.5 kg/人	118.9 kg/人 (-8.2%)
合 計 事業系家庭系排出量合計		69,391 トン	66,680 トン (-3.9%)
再生利用量	直接資源化量	21,055 トン (30.3%)	22,700 トン (34.0%)
	総資源化量	24,188 トン (48.4%)	25,760 トン (54.3%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	-	28,000 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	37,719 トン (54.4%)	38,034 トン (57.0%)
最終処分量	埋立最終処分量	9,786 トン (14.1%)	5,186 トン (7.8%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。ただし、総資源化量は、排出量(家庭系の総排出量)と集団回収量の和に対する割合。

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)  
事業所数:H30=H22+H18とした。(H22事業所:H18事業所・企業統計調査)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)  
計画収集人口:H22:205,610人、H30:190,544人

#### 《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]

最終処分量：埋立最終処分された量[単位：トン]

総資源化量：集団回収量を含めた排出量[単位：トン]

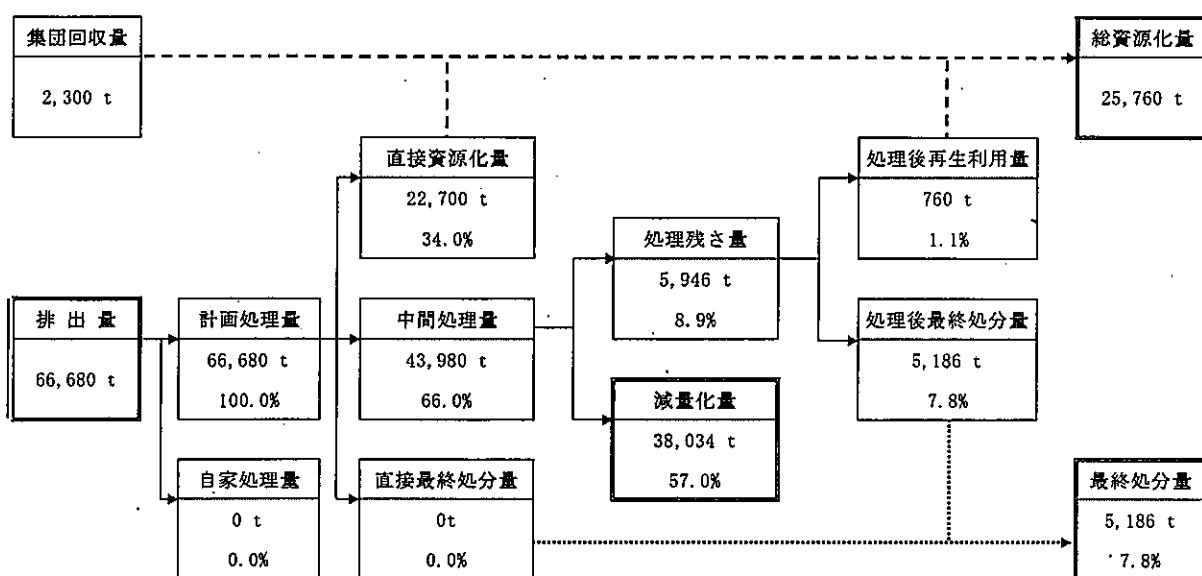


図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成31年度)

#### (4)生活排水処理の目標

生活排水については、表2に掲げる目標のとおり、市街化区域では公共下水道の整備を進めていくものとする。なお、生活排水処理の目標値は上越市一般廃棄物処理基本計画において、平成27年度までの目標値を定めているが、平成27年度以降の目標値については今後、必要に応じ計画を見直すものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

区分		平成22年度実績	平成27年度目標
処理形態別人口	公共下水道人口	96,014人 (46.7%)	104,608人 (53.1%)
	農業集落排水施設等人口	34,021人 (16.6%)	33,465人 (17.0%)
	合併処理浄化槽等人口	23,490人 (11.4%)	23,776人 (12.0%)
	未処理人口	52,085人 (25.3%)	35,211人 (17.9%)
	合 計	205,610人 (100.0%)	197,060人 (100.0%)
し尿・汚泥の量	くみ取りし尿量	10,858キロリットル	6,025キロリットル
	浄化槽汚泥量	55,125キロリットル	48,329キロリットル
	合 計	65,983キロリットル	54,354キロリットル

※上越市一般廃棄物処理基本計画（平成23年3月改定版より）

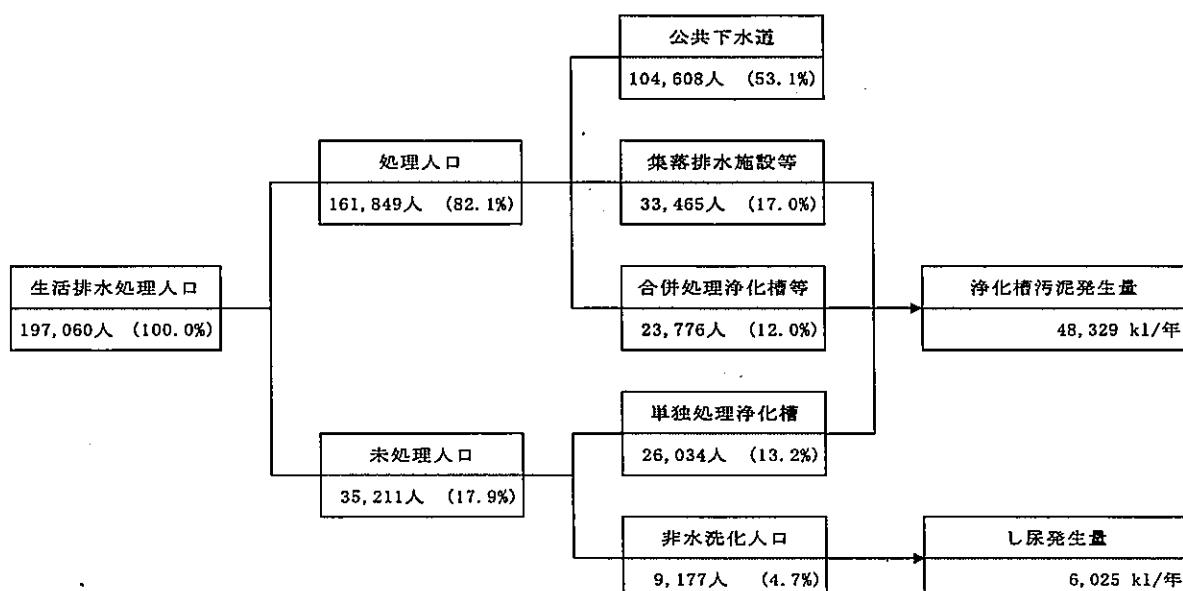


図5 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（平成27年度）

### 3 施策の内容

#### (1) 排出抑制（リフューズ・リデュース）の推進

##### ア 家庭ごみの有料化制度の継続

平成 20 年 4 月から全市で実施している家庭ごみの有料化制度を継続することにより、市民に対して、ごみの排出抑制意識を啓発し、家庭ごみの減量と資源化の推進を図っている。

また、平成 18 年度に策定した上越市バイオマстаウン構想に基づき、平成 23 年度からは家庭系生ごみの全量を資源化している。

平成 17 年度に策定した「上越市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）」においては、平成 27 年度におけるごみの排出量を平成 16 年度比で 10% 削減することとしたが、既に目標を達成していることから、平成 22 年度に基本計画を改定し、平成 27 年度におけるごみの排出量を平成 16 年度比で 20% 削減することとした。

##### 家庭系ごみの有料化の概要

- ① 有料化の対象：燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみ
- ② 指定袋の対象：燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみ
- ③ 指定シールの：燃やせるごみ、燃やせないごみ
- ④ 有料化対象外：生ごみ以外の資源物

##### イ 事業系廃棄物処理手数料の徴収

事業所から発生した燃やせるごみをクリーンセンターで焼却する際に処理手数料を徴収することによって、事業系ごみの減量と資源化の推進を図る。

##### ウ 環境教育の充実

###### ① 学校教育での取り組み

環境保全を前提とした循環型社会の構築には、将来を担う子供たちへの環境教育が大切であり、有効な手段である。そのため、市内の小・中学校等の教育機関との連携を強め、排出抑制や資源化に関する学習プログラムへの取り組み促進に向けて、講師派遣や施設見学等を積極的に行う。

###### ② 生涯学習での取り組み

市民が生涯を通じてごみ問題を学ぶ機会を提供するため、ごみ問題学習会や物を修理して大切に使う技術講習会等を開催し、講師派遣等の協力や施設見学会等を積極的に実施する。

また、就学前の保育園・幼稚園や家庭での環境教育も積極的に推進する。

###### ③ 情報提供と意見聴取

広報紙、町内会回覧、インターネット等を利用して市民や事業者への情報提供を行うとともに、課題を抽出して今後の施策に反映させるため意見等の聴取を行う。

また、市民プラザ内に設置している環境情報センターでは、ごみ問題を含む環境問題に関する情報の受発信、環境学習及び市民の自発的な活動を支援する機能の拡充を図る。

## **エ ライフスタイルの見直し**

市民は買い物の段階から、事業者は製造・販売の段階から、これまでのライフスタイル・ビジネススタイルを見直すとともに、本計画の目標の達成に向けて各種施策を実施することによって、ごみの排出を抑制し、資源の有効利用やリサイクルを基本とした循環型社会を構築することを目指す。

## **オ 啓発事業**

### **① 環境フェア等の啓発イベントの開催**

ごみの排出抑制や資源化に関するイベントを開催し、ごみに関する取り組みや問題点についての理解を深める。

### **② 広報等による呼びかけ**

広報誌への掲載、ごみ減量パンフレットの作成・配布、ホームページへの掲載等により、排出抑制・資源化に関する呼びかけやごみ処理の状況について情報提供を行う。また、ごみ減量市民運動等の活動についても、積極的にPRを行い、活動の拡大・推進を図る。

## **カ 市民・事業者との協働事業**

### **① マイバッグ運動の推進**

スーパー等の小売店舗や各種団体と連携してごみの減量化を呼びかけ、買い物袋や買い物かごの持参を推進する。

### **② 過剰包装自粛の推進**

過剰包装の自粛について、事業者に協力を求めるとともに、簡易包装の選択を市民に呼び掛ける。

### **③ ごみゼロプロジェクトの推進**

今までの生活様式を見直して、ごみの少ない社会を目指すため、第2次環境基本計画の市民プロジェクトで掲げる「ごみゼロプロジェクト」を推進する。

### **④ リユース食器使用の推進**

市が関係するイベントで食器を使用する際には、可能な限りリユース可能な食器を使用することとし、町内会や子ども会等のイベントに対してもリユース可能な食器の使用を呼び掛ける。

## **キ エコライフ家庭の推進**

電気・ガス・水道等の省エネルギーやごみの減量等に各家庭で取り組むエコライフ家庭について市民に周知し、より多くの参加を呼び掛ける。

## ク 3Rオフィスクラブ認定制度の推進

ごみの減量や資源化に取り組む事業所を市が認定する3Rオフィスクラブ認定制度について市民や事業者に広く周知し、事業系ごみの排出抑制と資源化への取り組みの普及に努める。

## ケ 排出事業者への指導

### ① 排出者責任による処理の推進

事業系ごみは事業者の責任で処理する（自社処理又は許可事業者委託）という原則を徹底する。排出者責任による処理を徹底することで適正処理の推進と排出抑制意識の高揚を図る。

### ② 上越市環境マネジメントシステムの導入

本市では、平成10年2月に全国の市として初めてISO14001の認証を取得し、これまで13年間にわたり、PDCAサイクルを軸とした環境マネジメントシステムを構築・運用し、全庁挙げて環境活動に取り組んできた。

なお、平成23年8月からはISO規格に基づく環境マネジメントシステムの運用の経験を活かした市独自の環境マネジメントシステムに移行し、継続的な環境の保全・改善に取り組んでいる。

### ③ 多量排出事業者への対応

多量排出事業者に対しては、必要に応じて廃棄物処理法第6条の2第5項に基づく一般廃棄物減量計画書の作成を指示する。

## コ 事業者への要請

### ① 製品の長寿命化

長期間使用できるもので、出来るだけリサイクルしやすいものの製造・販売を求める。

### ② 過剰包装自粛の要請

過剰包装の自粛を要請するとともに、消費者が過剰の包装材を受け取らない仕組みの検討を求める。

## (2) 再使用(リユース)の推進

### ア 再利用するための仕組みの整備・拡充

#### ① フリーマーケットの開催

市民による再使用・再利用を促進するため、市主催の環境イベントに合わせてフリーマーケットを開催する。また、市内で開催されるフリーマーケットについて日程や会場等の情報を広報じょうえつやインターネットを活用して周知する。

## ② リユース情報の充実

家庭で不要となった品物の情報を環境情報センターのリユースコーナー等で情報提供する。

## (3) 再資源化（リサイクル）の推進

### ア 集団回収の奨励

各種団体が自主的に行う有価物集団回収活動を促進することで、ごみの資源化を図る。

### イ 分別収集の徹底

#### ① 資源物の分別徹底

資源物の分別徹底のため、広報じょうえつや町内会回覧・市ホームページ等を活用して分別の徹底を呼びかけるとともに、希望する町内で分別説明会を随時開催する。

#### ② 生ごみの資源化

上越市バイオスマスタウン構想の一事業として整備した民間施設と連携して、平成23年度からは家庭系生ごみの全量資源化を実施している。飲食店やホテル等に対しても生ごみの資源化を推進するよう働き掛ける。

#### ③ 剪定枝等の資源化

特別収集で回収された剪定枝をチップ化し、また、割り箸の資源化についても積極的に推進する。

#### ④ 廃食用油の資源化

廃食用油をガソリンスタンドで回収し、資源化していく。この取り組みを市民に広くPRし、廃食用油の資源化を推進する。

#### ⑤ 事業系ごみの分別義務化

平成20年4月から実施している事業系ごみの分別義務化について、ホームページやパンフレット等で周知し、分別の徹底を図る。

### ウ 容器包装資源化の独自ルートの検討

今後とも、これまでと同様に容器包装リサイクル法に則った分別と資源化を基本とする。ただし、現在の容器包装リサイクル法では、資源化費用は容器包装リサイクル協会を通して事業者負担となるが、収集・運搬等の費用は市町村の負担となるため、分別を細分化するほど市の負担が大きくなる。

このため、市内にある民間施設の処理能力や資源化の方法を踏まえ、容器包装リサイクル協会を通さない独自のルートでの資源化についても検討を行い、処理コストの削減に努める。

また、容器包装と同じ素材でありながら資源化されていない容器包装以外のプラスチック製廃棄物については、再資源化や効率的なリサイクルシステムの構築に向け、国や関係団体等へ働き掛ける。

## エ 燃やせないごみからの金属回収

燃やせないごみから金属回収を進める。今後も委託業者との連携を図りながら、適切な資源物の回収体制を維持する。

## オ 水環境の再生と保全の普及啓発活動

水環境の再生と保全の普及啓発活動を行う。生活排水処理の普及及び生活排水処理施設の接続推進を働きかける。

### (4) 処理体制

#### ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

現在及び将来におけるごみの処理主体は表2のとおりである。分別は燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物（生ごみ、新聞紙、雑誌類、段ボール、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、缶、びん、ペットボトル、乾電池、蛍光灯、廃食用油）の3種14品目で分類している。なお、この他に家庭の庭木を剪定した枝木の回収を春と秋の年2回実施するとともに、食堂等から排出される使用済み割りばしを回収し、資源化している。また、リサイクル推進店の店頭において、牛乳パックや白色トレーの回収も行っている。

燃やせるごみは、市の第1クリーンセンター及び第2クリーンセンターで焼却処理し、燃やせないごみや資源物は民間業者への委託により処理している。なお、中郷区と板倉区の燃やせるごみについては、新井頸南広域行政組合の施設で焼却処理している。

今後は燃やせるごみと燃やせないごみの破碎残渣は、新クリーンセンターで処理し、焼却残渣はセメント原料化等の資源化を検討する。

施設の整備や運転管理については、民間への委託やPFI等の導入等についても十分に検討を行い、コスト削減と公共サービスの向上を図る。

燃やせるごみの焼却残渣や燃やせないごみの破碎残渣のほとんどは、市内の最終処分場で埋立できないため、(財)新潟県環境保全事業団が運営するエコパークいづもざきや民間業者への委託により最終処分を行っている。

将来的においても、最終処分を市外の施設に委託し続けた場合、全国的な最終処分場の不足が深刻化したときには、ごみの最終処分先の確保が困難となり、本市のごみ処理そのものが困難になる恐れがある。適正な処理体制を安定的に維持するため、新規最終処分場を整備する。

#### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現在、市の施策に基づき、排出抑制及び資源物の分別に取り組んでいる。将来においても、市の施策に協力し、排出抑制と資源物の分別徹底に努めることとする。

収集・運搬に関しては、廃棄物処理法に定める事業者の責任に基づき、原則として自己処理又は、許可業者に委託することによって処理を行っている。

なお、今後も引き続き同様に適切に処理を行っていく。

#### ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

本市では、一般廃棄物処理施設で併せて処理することのできる産業廃棄物は、「上越市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成9年12月15日）」にて「有毒性、危険性、引火性及び悪臭を伴わない紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ」を規定しており、今後も引き続き同条例に則り、適切に処理を行っていく。

#### エ 生活排水処理の現状と今後

本市の生活排水処理は、都市計画区域を中心に公共下水道、農業振興地域では農業集落排水施設を計画的に整備、接続促進を図ってきた。また、集合処理施設の整備に時間を要する地域、集合処理施設の導入が困難と考えられる地域については、合併処理浄化槽の普及に努めてきた。

今後もこれらの事業の推進、普及促進に努めることとし、適切な生活排水処理を目指す。

#### オ 資源物の拠点収集

##### ① 資源物常時回収ステーションの適正運用

資源物の分別収集を補う仕組みとして、常時回収ステーションを設置して、資源物6品目（新聞紙、雑誌類、段ボール、缶、びん、ペットボトル、）の回収を行う。また、適正な運用を図り、周辺の環境に配慮する。

##### ② リサイクル推進店認定制度の推進

リサイクル推進店認定制度を推進し、牛乳パック、白色トレー、ペットボトルの再資源化とごみの減量化を促進する。

#### カ 今後の処理体制の要点

- ◇（仮称）上越市新クリーンセンターを整備し、発電を行う等、さらなる熱回収に努める。
- ◇施設の整備や運転管理については、民間への委託やPFI等の導入等についても十分に検討を行い、コスト削減と公共サービスの向上を図る。
- ◇二酸化炭素排出量を削減するため、上越市汚泥リサイクルパークの施設改造を行う。
- ◇事業系一般廃棄物については、現状どおり事業者の排出者の責任に基づき、適正に処理を行っていく。
- ◇一般廃棄物処理施設で併せて処理することのできる産業廃棄物は、今後も引き続き一般廃棄物と併せて適切に処理を行う。

表2 上越市家庭系一般廃棄物の分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成22年度)				今 後 (平成31年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)	分別区分	処理施設等		処理予定 (トン)
		一次処理	二次処理			一次処理	二次処理	
燃やせるごみ	焼却 ・第1クリーンセンター ・第2クリーンセンター ・新井頸南クリーンセンター※1	市外・県外の最終処分場※2	42,040	燃やせるごみ ・(仮称)上越市新クリーンセンター	市外・県外の最終処分場	38,100		
燃やせないごみ	破碎 ・民間処理業者 (金属回収)	市外・県外の最終処分場※2	6,296	燃やせないごみ ・民間処理業者 (金属回収)	・(仮称)上越市新クリーンセンター ・市外・県外の最終処分場	5,880		
生ごみ	バイオマス変換施設		6,440	生ごみ ・新聞紙 ・雑誌類 ・段ボール ・紙製容器包装 ・プラスチック製容器包装	バイオマス変換施設		8,667	
新聞紙			2,143	新聞紙			2,065	
雑誌類			4,493	雑誌類			4,427	
段ボール			1,300	段ボール			1,197	
紙製容器包装			1,178	紙製容器包装			1,116	
プラスチック製容器包装			2,753	プラスチック製容器包装			2,566	
缶			527	缶	リサイクル		481	
資源物			1,355	民間再生資源化施設 (焼却及び委託)	リサイクル	民間再生資源化施設 (焼却及び委託)	1,355	
びん			492	ペットボトル	リサイクル	ペットボトル	440	
ペットボトル			68	乾電池	リサイクル	乾電池	67	
乾電池			32	蛍光灯	リサイクル	蛍光灯	31	
蛍光灯			8	廃食用油	リサイクル	廃食用油	8	
廃食用油			259	剪定枝、割り箸	リサイクル	剪定枝、割り箸	274	
剪定枝、割り箸			5	牛乳パック、白色トレー	リサイクル	牛乳パック、白色トレー	4	
牛乳パック、白色トレー			2	その他 (ライター類)	リサイクル	その他 (ライター類)	2	

※1 中郷区・板倉区から排出された燃やせるごみは新井頸南クリーンセンターで焼却処理

※2 中郷区から排出された燃やせるごみを焼却した後の焼却灰、燃やせないごみ破碎残渣は中郷区一般廃棄物最終処分場で処分

板倉区から排出された燃やせるごみを焼却した後の焼却灰、燃やせないごみ破碎残渣は妙高高原一般廃棄物最終処分場で処分

(5) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(4)の処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

表3 整備予定の施設種類

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	高効率ごみ発電施設	(仮称) 上越市新クリーンセンター整備事業	170t/日	上越市東中島 2963 番地 (第2クリーンセンター西側隣接地)	H26～H29
2	汚泥再生処理センター	汚泥リサイクルパーク基幹的設備改良事業	し尿 70k1/日 浄化槽汚泥 170 k1/日	上越市小泉 947 番地	H25

(整備理由)

事業番号1：既存焼却施設の老朽化、エネルギーの有効利用の促進

事業番号2：既存施設の延命化、温室効果ガスの削減

イ 合併浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表4のとおり行う。

表4 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済基數 (基) (平成22年度)	整備計画基數 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	5,465	608	1,824	H24～H26
浄化槽市町村整備推進事業	73	42	122	H24～H26
合計	5,538	650	1,946	

※整備計画基數は平成24年度以降の整備計画基數。

(6) 施設整備に関する計画支援事業

(5)の施設整備に先立ち、平成 24 年度より表 5 に示す計画支援事業を行う。

表 5 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
41	(仮称) 上越市新クリーンセンター整備事業 (事業番号 1) に係る測量調査業務	測量調査	H24
	(仮称) 上越市新クリーンセンター整備事業 (事業番号 1) に係る地質調査業務	地質調査	H24
	(仮称) 上越市新クリーンセンター整備事業 (事業番号 1) に係る環境影響評価業務	現況調査・準備書・評価書	H24～H26
	(仮称) 上越市新クリーンセンター整備事業 (事業番号 1) に係るアドバイザリー業務	PFI 等導入アドバイザリー等	H24～H26

(7) 施設整備に関する長寿命化計画策定事業

平成 24 年度に表 6 に示す計画策定事業を行う。

表 6 実施する計画策定事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
42	汚泥リサイクルパーク長寿命化計画策定事業	長寿命化計画の策定	H24

(8) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 災害発生時等における危機管理

ごみ処理施設で事故が発生した時や、地震等の災害発生時に広域的な相互支援を地域防災計画や災害時廃棄物処理計画にそって円滑に実施するため、県や周辺自治体及び各種関係機関との協力体制を強化する。

イ 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物は、一般廃棄物として取り扱うことになっているが、在宅医療廃棄物の中には注射針等、感染症の危険性があることから、一般廃棄物とは区分し、安全な回収・処理の確保を図る必要がある。

このため、注射針等の鋭利なものは、医療関係機関あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理することとする。当該医療機関で引き取りをしていない場合等は、市と事前に相談した上でごみ集積所へ排出することとするが、この場合であっても、注射器等で集積所利用者や収集作業員に危険を及ぼす可能性が高いものは除くこととする。

また、プラスチック製容器包装識別マークの表示があるパック類等については集積所への排出も可能とするが、衛生上の理由から燃やせるごみとして、収集・処理を行う。

#### ウ 適正処理困難物の処理

一边の長さが1mを超える大きさの燃やせないごみや重さ30kgを超える燃やせないごみ（粗大ごみ）、事業活動（農業含む）によって出たごみ、特殊な処理が必要な物（タイヤ、消火器等）、液体類（液状の薬品、廃油等）、厚みのある金属製品（足踏みミシンや井戸ポンプ、鉄アレイ等）、家電リサイクル法対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）や資源有効利用促進法に基づきメーカーによる回収及び資源化しているパソコンは、適正処理困難物として、市による処理を行わないこととしている。

家電リサイクル法対象品目や自動車のように販売店による回収が法律で義務化されている物については、排出者が廃棄物処理業者や販売事業者等に直接依頼することによって、収集・運搬を含めた適正処理を実施している。

今後、社会情勢の変化や新たな科学的知見等により、市では適正処理の実施が困難な廃棄物が発生した場合においても、適切な処理ルートを迅速に確保できるよう、関係事業者等との連携を図りながら対応を検討する。

#### エ 不法投棄対策

##### ① 環境パトロール員

美しいまちづくりを目指してパトロール員が市内を巡回しながら、行楽地等でごみの持ち帰りを呼びかけるとともに、集積所での分別マナー向上に向けた指導等を行う。

##### ② 不法投棄への対処

不法投棄が後を絶たず、良好な生活環境を保全する上で大きな問題となっている。ごみの適正処理について市民及び事業者に対して啓発を行うとともに、市民や各種団体の協力を得ながら、県・警察との連携を密にして不法投棄パトロールを実施する等、監視体制を強化することとし、不法投棄に対しては、廃棄物の罰則規定を適用して厳格に対処する。

不法投棄された土地については、土地の所有者・管理者への防止対策の指導・要請を行うとともに、市民による通報制度の整備についても検討を行う。

またポイ捨て防止についても啓発活動を実施する。

##### ③ 不法投棄防止プロジェクトの推進

第2次環境基本計画の市民プロジェクトで掲げる「不法投棄防止プロジェクト」を推進する。

#### **オ 野焼きへの対処**

野焼き禁止について広報じょうえつや町内会回覧、市ホームページ等を活用し、周知を徹底する。

悪質なものや常習犯に対しては、廃棄物処理法の罰則規定の適用についても検討を行う。

#### **カ 全市クリーン活動の推進**

町内会やボランティア団体等の協力により、町内等に散乱するごみの回収や海岸、公園等の清掃を行い、地域の環境美化の推進を図る。

#### **キ 協議会等との連携の強化**

不法投棄防止のために活動を行っている上越市不法投棄防止情報連絡協議会や上越市海岸線環境美化促進協議会等の協議会との連携を強化し、不法投棄防止及び環境美化の促進に努める。

### **4 計画のフォローアップと事後評価**

#### **ア 計画のフォローアップ**

本市では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて本市、新潟県及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

#### **イ 事後評価及び計画の見直し**

計画期間終了後、処理状況の確認を行い、その結果が取りまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

## 添付書類

## 様式1

## 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成24年度）

## 1 地域の概要

(1) 地域名	上越市	(2) 地域内人口	205,480人	(3) 地域面積	973.61 km <sup>2</sup>
(4) 構成市町名	上越市	(5) 地域の要件	①人口 ②地域の特徴	山村 半島 過疎 その他	
(6) 構成市町村に一部事務組合等が合まれる場合、当該組合の状況					

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

## 2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）			目標
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	
排出量	事業系 総排出量 (トン)	25,838	24,642	23,383	21,705 平成31年度 21,560 H22比 -0.8%
	1事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	2.35	2.24	2.12	1.97 1.96 H22比 -0.5%
	家庭系 総排出量 (トン)	60,670	67,493	47,408	48,152 45,100 H22比 -5.1%
	1人当たりの排出量 (kg/人)	182.7	212.6	131.5	129.2 118.9 H22比 -8.2%
	合計 事業系家庭系排出量合計 (トン)	86,508	92,135	70,791	70,077 66,680 H22比 -3.3%
再生利用量	直接資源化量 (トン)	21,029 (24.3%)	20,963 (22.8%)	19,383 (27.4%)	21,055 (30.3%) 22,700 (34.0%)
	総資源化量 (トン)	24,808 (39.3%)	25,440 (36.5%)	22,647 (45.4%)	23,794 (47.1%) 24,188 (48.4%) 25,760 (54.3%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量 評価)	-	-	-	- 28,000
中間処理による減量化量	中間処理前後の差 トン	48,440 (56.0%)	52,272 (56.7%)	37,470 (52.9%)	37,838 (54.0%) 37,719 (54.4%) 38,034 (57.0%)
最終処分量	明立最終処分量 (トン)	15,671 (18.1%)	16,722 (18.1%)	13,186 (18.6%)	10,818 (15.4%) 9,786 (14.1%) 5,186 (7.8%)

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。 (添付資料-1)

※排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。ただし、経済貢献量は、排出量（家庭系の排出量）と集団回収量の和に対する割合。

## 3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容			更迭、廃止、新設の内容	備考		
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力	開始年月			
焼却施設	第1クリーンセンター	上越市 全連続燃焼方式 (ストーカ炉)	有	70t/24h × 2炉	S63.11 H29	-	-	-
	第2クリーンセンター	上越市 部連続燃焼方式 (ストーカ炉)	有	49t/16h × 2炉	H7.3 H29	-	-	-
	新井須崎クリーンセンター	新井須崎町実行委員会 単連続燃焼方式 (流動床炉)	有	35t/16h × 2炉	H8.12	-	-	-
	上越市新クリーンセンター	上越市	-	-	-	-	-	-
汚泥再生処理センター	汚泥リサイクルパーク	上越市 脱水機高負荷脱窒素処理方式 + 汚泥再生処理方式	有	・し尿：70KL/日 ・消化槽排泄：100KL/日 ・生ごみ：11.4t/日	H12.3 H25	既存施設の延命化 荷役室緊密化 荷役方式 + 污泥再生処理方式	H26年3月 H29年10月 170L/日 ・消化槽汚泥： ・基幹的 ・基幹的 ・生ごみ： 11.4t/日	・し尿：70KL/ 日 ・消化槽排泄： ・100KL/日 ・生ごみ： 11.4t/日

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものをお添付した。(添付資料-5)

※中野区、板倉区の燃やせるごみは新井須崎クリーンセンターで処理。

#### 4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目標
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
総 人 口	209,539	208,592	207,323	206,836	205,610	197,060	
公 共 下 水 道	75,153	81,637	86,587	92,201	96,014	104,608	
集 落 排 水 施 設 等	35.9%	39.1%	41.8%	44.6%	46.7%	53.1%	
合 併 处 理 清 化 槽 等	31,833	32,895	33,332	34,313	34,021	33,465	
未 处 理 人 口	15.2%	15.8%	16.1%	16.6%	16.6%	17.0%	
汚水衛生処理人口	23,541	24,330	24,597	24,955	23,490	23,776	
汚水衛生処理率	11.2%	11.7%	11.9%	12.1%	11.4%	12.0%	
汚水衛生未処理人口	79,012	69,730	62,807	55,367	52,085	35,211	

\*別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。 (添付資料-4)

#### 5 净化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容		備考
		基數	処理人口	開始年月	基數	処理人口	
浄化槽設置整備事業	上越市	5,465基	24,751人	平成4年度	608基	1,824人	平成27年度
浄化槽市町村整備推進事業	上越市	73基	204人	平成16年度	42基	122人	平成27年度

\*浄化槽の現有施設の状況について、平成22年度実績を掲載。

\*計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したもの添付した。（添付資料-6）

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成24年度)

様式2

事業種別	事業名	登録番号	事業主登録番号	実施単位	事業期間 交付期間					総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考			
					開始	終了	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30		H24	H25	H26	H27	H28				
○高効率ごみ発電施設					12,300	422	0	0	1,243,930	129,396	8,629,392	1,897,104	0	10,248,995	0	0	1,128,347	209,054	7,835,319	1,076,275	0		
(仮称)上越市クリーンセンター整備事業	1	上越市	170	1/日	H26	H29	12,300	422	0	0	1,243,930	129,396	8,629,392	1,897,104	0	10,248,995	0	0	1,128,347	209,054	7,835,319	1,076,275	0
○し尿処理に関する事業							241,000	0	241,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
汚泥サイクルパーク基幹的設備改良事業	2	上越市	70	1/日	H25	H25	241,000	0	241,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
○浄化槽に関する事業							264,285	91,325	91,045	81,915	0	0	0	0	0	0	255,030	38,240	87,910	78,830	0		
浄化槽設置整備事業	3	上越市	608	基	H24	H26	210,660	73,450	73,170	64,040	0	0	0	0	0	0	210,660	73,450	73,170	64,040	0		
浄化槽市町村整備促進事業	4	上越市	42	基	H24	H26	53,625	17,875	17,875	17,875	0	0	0	0	0	0	44,370	14,790	14,790	0	0		
○施設整備に係わる計画支援事業							H24	H26	120,904	73,150	33,233	14,501	0	0	0	0	120,904	73,150	33,233	14,501	0		
(仮称)上越市新クリーンセンター整備事業に係る測量調査業務		上越市			H24	H24	4,464	4,464	0	0	0	0	0	0	0	0	4,464	4,464	0	0	0		
(仮称)上越市第クリーンセンター整備事業に係る地質調査業務		上越市			H24	H24	11,177	11,177	0	0	0	0	0	0	0	0	11,177	11,177	0	0	0		
(仮称)上越市新クリーンセンター整備事業に係る照度影暨評価業務	41	上越市			H24	H26	52,122	29,684	19,267	3,171	0	0	0	0	0	52,122	29,684	19,267	3,171	0			
(仮称)上越市新クリーンセンター整備事業に係るアドバイザリー業務		上越市			H24	H26	53,141	27,825	13,986	11,330	0	0	0	0	0	53,141	27,825	13,986	11,330	0			
○施設整備に係わる長寿命化計画策定事業							H24	H29	2,849	2,649	0	0	0	0	0	2,849	2,649	0	0	0			
汚泥サイクルパーク長寿命化計画策定事業	42	上越市			H24	H24	2,849	2,849	0	0	0	0	0	0	0	2,849	2,849	0	0	0			
合計							12,929,460	167,324	365,298	1,340,346	329,396	8,829,392	1,897,104	0	10,834,743	164,739	326,168	1,221,678	209,054	7,835,319	1,076,275	0	

※浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業の事業費は平成24年度以降の事業費を用意。

様式3

## 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号※	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要額の要否	実施年度							備考	
					開始	終了		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
発生抑制、再利用の推進に関するもの	11	家庭系ごみの有料化制度の推進	有料化制度を維持し、資源化の推進を図る。	上越市	H24	H30										
	12	事業系廃棄物処理手数料の徴収	クリーンセンターでの処理手数料を徴収し、資源化の推進を図る。	上越市	H24	H30										
	13	市民・事業者との協働事業	マイバック運動、過剰包装自粛の推進・ごみゼロプロジェクト等を行う。	上越市	H24	H30										
	14	3Rオフィスクラブ認定制度の推進	ごみの減量や資源化に取り組む事業所を市が認定する。	上越市	H24	H30										
	15	排出事業者への指導・要望	排出者責任による処理の推進を行うとともに、製品の長寿命化、過剰包装の自粛を求める。	上越市	H24	H30										
	16	ライフスタイルの見直し	ライフスタイル・ビジネススタイルを見直すことで、ごみ排出を抑制する。	上越市	H24	H30										
	17	市役所等の市公共施設での排出抑制の推進	上越市環境マネジメントシステムを推進し、グリーン購入を徹底する。	上越市	H24	H30										
	18	再利用するための仕組みの整備・拡充	フリーマーケットの開催、リユース情報の充実を推進する。	上越市	H24	H30										
	19	集団回収の奨励	各種団体が自動的に行う集団回収に対して、奨励金を交付する。	上越市	H24	H30										
	20	生活排水対策	水環境の再生と保全の普及啓発活動。	上越市	H24	H30										
	21	環境教育の光実	学校等での環境教育の光実、情報提供と意見聴取を行う。	上越市	H24	H30										
処理体制の構築、変更に関するもの	21	分別収集の徹底	資源物の分別の徹底、生ごみの資源化、男足枝等の資源化等を行う。	上越市	H24	H30										
	22	資源物の拠点収集	資源物常時回収ステーションの運用、リサイクル推進店認定制度の推進を行う。	上越市	H24	H30										
	23	容器包装資源化の独自ルート検討	容器包装リサイクル協会を通さない独自のルートでの資源化について検討する。	上越市	H24	H30										
	24	燃やせないごみからの金属回収	燃やせないごみから金属回収を進めよう。	上越市	H24	H30										
処理施設の整備に関するもの	1	(仮称) 上越市新クリーンセンター整備事業	新規高効率ごみ発酵施設の整備	上越市	H26	H29	○									
	2	汚泥リサイクルパーク基幹的設備改良事業	二段化炭素排出量を削減するための施設改修工事。	上越市	H25	H25	○									
	3. 4	合併浄化槽整備事業	合併浄化槽の整備	上越市	H24	H26	○									
施設整備に係る計画支援に関するもの	41	事業番号1に係る計画支援事業	測量調査 地質調査 環境影響評価 アドバイザリー業務等	上越市	H24	H24	○									
	42	事業番号2に係る計画支援事業	汚泥リサイクルパーク長寿化計画策定事業	上越市	H24	H24	○									
	52	災害発生時等における危機管理	災害発生時の相互支援を円滑に行うため、県等との協力体制を強化する。	上越市	H24	H30										
	53	在宅医療廃棄物及び適正処理困難物の処理	在宅医療廃棄物の安全な回収・処理、適正処理困難物の適切な処理ルートの迅速な確保を図る。	上越市	H24	H30										
その他	54	不法投棄及び野焼き対策	現地パトロール員の巡回や不法投棄への対処を推進するとともに、野焼き禁止について広く周知する。	上越市	H24	H30										
	55	全市クリーン活動の推進	町内会を中心に地域の環境美化の促進を図る。	上越市	H24	H30										
	56	協議会等との連携の強化	協議会との連携を深め、不法投棄防止や環境美化の促進に努める。	上越市	H24	H30										

※処理施設の整備に係る事業番号については、計画文書3(5)表3に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

## 施設概要（高効率ごみ発電）

都道府県名 新潟県

(1) 事業主体名	上越市	
(2) 施設名称	(仮称) 上越市新クリーンセンター	
(3) 工期	平成26年度～平成29年度	
(4) 施設規模	170 t／日	
(5) 形式及び処理方式	形式：ストーカ式 処理方式：全連続式	
(6) 余熱の利用計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 15.5%以上) · 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収率 未定) · 無	
(7) 地域計画内の役割	可燃ごみ等の熱源利用、残渣の資源化	
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	無

## 「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

## 「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 $\text{Nm}^3/\text{t}$ 2. 発生ガス量 $\text{Nm}^3/\text{日}$
(11) 回収ガスの利用計画	
(12) 事業計画額	12,300,422千円 (交付対象事業費 10,248,995千円)

## 施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名 新潟県

(1) 事業主体名	上越市
(2) 施設名称	汚泥リサイクルパーク
(3) 工期	平成25年度
(4) 施設規模	し尿：70kL/日　　浄化槽汚泥：170kL/日
(5) 形式及び処理方式	温室効果ガス削減のため、ガス化溶融炉（11.4t/日×2炉）及びバイオマス発電設備を廃止するとともに、汚泥の全量を肥料として、有効活用するための施設改造を行う。 (基幹的設備改良事業)
(6) 地域計画内の役割	し尿、浄化槽汚泥の処理 (基幹設備完了事業)
(7) CO <sup>2</sup> の削減率	27%
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 無

## 汚泥再生処理センターを整備する場合

(9) 資源化の方法	
(10) 資源化物の利用計画	

## 「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(11) 計画人口及び面積	人口　　人 面積　　m <sup>2</sup>
(12) 計画地域の性格	
(12) 事業計画額	241,000千円（交付対象事業費 206,955千円）

【参考資料様式5】

## 施設概要(浄化槽系)

都道府県名 新潟県

(1) 事業主体名	上越市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	公共下水道等集合処理施設の整備計画がない地域、または整備までに時間を要する地域において「浄化槽設置整備事業」を活用し、浄化槽の整備を促進することで、公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
(4) 事業期間	平成24年度～平成26年度
(5) 事業対象地域の要件	実施要綱第3(1)ア(キ) ・その他人口増加の著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策推進する必要があると認められる地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 210,660千円

○ 事業計画の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基數 (1,824人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	180基(522人分)	3基	58,218千円	58,218千円	58,218千
6～7人槽	407基(1,180人分)	12基	143,034千円	143,034千円	143,034千
8～10人槽	021基(122人分)	0基	9,408千円	9,408千円	9,408千
11～20人槽	0基(000人分)	基	千円	円	千
21～30人槽	0基(000人分)	基	千円	千円	千
31～50人槽	0基(000人分)	基	千円	千円	千
51人槽以上	0基(000人分)	基	千円	千円	千
改築	000基	基	千円	千円	千
計画策定調査費			千円	千円	千
合計	608基(1,824人分)	15基	210,660千円	210,660千円	210,660千

【参考資料様式 5】

## 施設概要(浄化槽系)

都道府県名 新潟県

(1) 事業主体名	上越市
(2) 事業名称	浄化槽市町村整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	公共下水道等集合処理施設の整備計画がない地域、かつ浄化槽整備による汚水処理が経済的・効率的である地域において「浄化槽市町村整備推進事業」の活用により、浄化槽の整備を促進し、公共用渓域の水質汚濁防止、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
(4) 事業期間	平成 24 年度 ~ 平成 26 年度
(5) 事業対象地域の要件	実施要綱第 3 (1) ア (サ) ・既に事業を実施している地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 44,370 千円

○ 事業計画の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

区分	交付対象基数 ( 122 人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5 人槽	9 基 ( 26 人分)	基	7,938 千円	10,098 千円	7,938 千円
6 ~ 7 人槽	33 基 ( 96 人分)	基	36,432 千円	43,527 千円	36,432 千円
8 ~ 10 人槽	基 ( 000 人分)	基	千円	千円	千円
11 ~ 20 人槽	基 ( 000 人分)	基	千円	千円	千円
21 ~ 30 人槽	基 ( 000 人分)	基	千円	千円	千円
31 ~ 50 人槽	基 ( 000 人分)	基	千円	千円	千円
51 人槽以上	基 ( 000 人分)	基	千円	千円	千円
改 築	000 基	基	千円	千円	千円
計画策定調査費			千円	千円	千円
合 計	42 基 ( 122 人分)	基	44,370 千円	53,625 千円	44,370 千円

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口 対象地域人口	人	市町村世帯数 対象地域世帯数	世帯	世帯
	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付（様式は自由）

【参考資料様式6】

## 計画支援概要

都道府県名 新潟県

(1) 事業主体名	上越市			
(2) 事業目的	(仮称) 上越市新クリーンセンター建設のため			
(3) 事業名称	(仮称) 上越市新クリーンセンター整備事業(事業番号1)に係る測量調査	(仮称) 上越市新クリーンセンター整備事業(事業番号1)に係る地質調査	(仮称) 上越市新クリーンセンター整備事業(事業番号1)に係る環境影響評価	(仮称) 上越市新クリーンセンター整備事業(事業番号1)に係るアドバイザリー業務
(4) 事業期間	H24	H24	H24～H26	H24～H26
(5) 事業概要	測量調査	地質調査	現況調査・準備書・評価書	アドバイザリー業務、造成基本設計
(6) 事業計画額	4,464 千円	11,177 千円	52,122 千円	53,141 千円

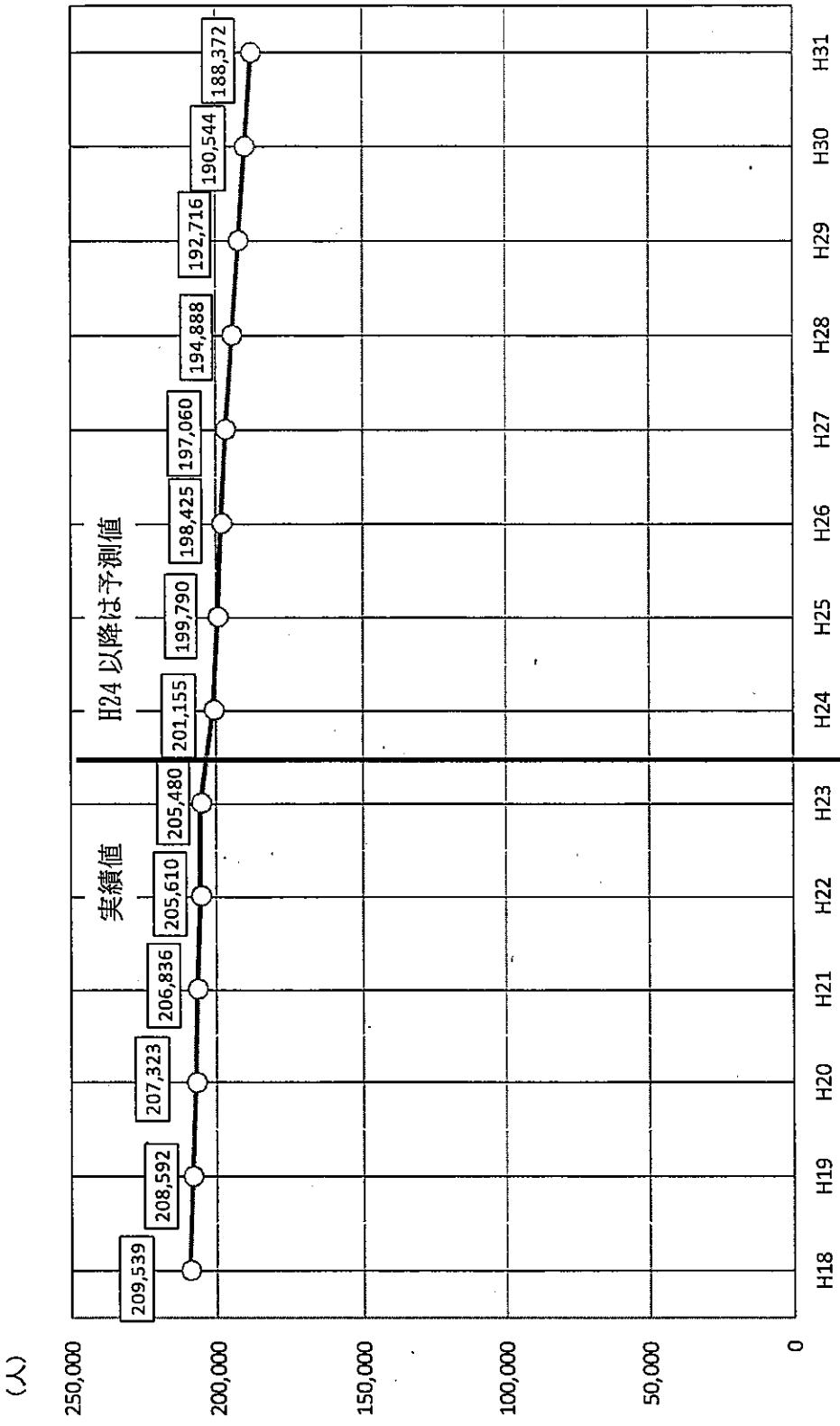
【参考資料様式6】

## 長寿命化計画策定支援事業

都道府県名 新潟県

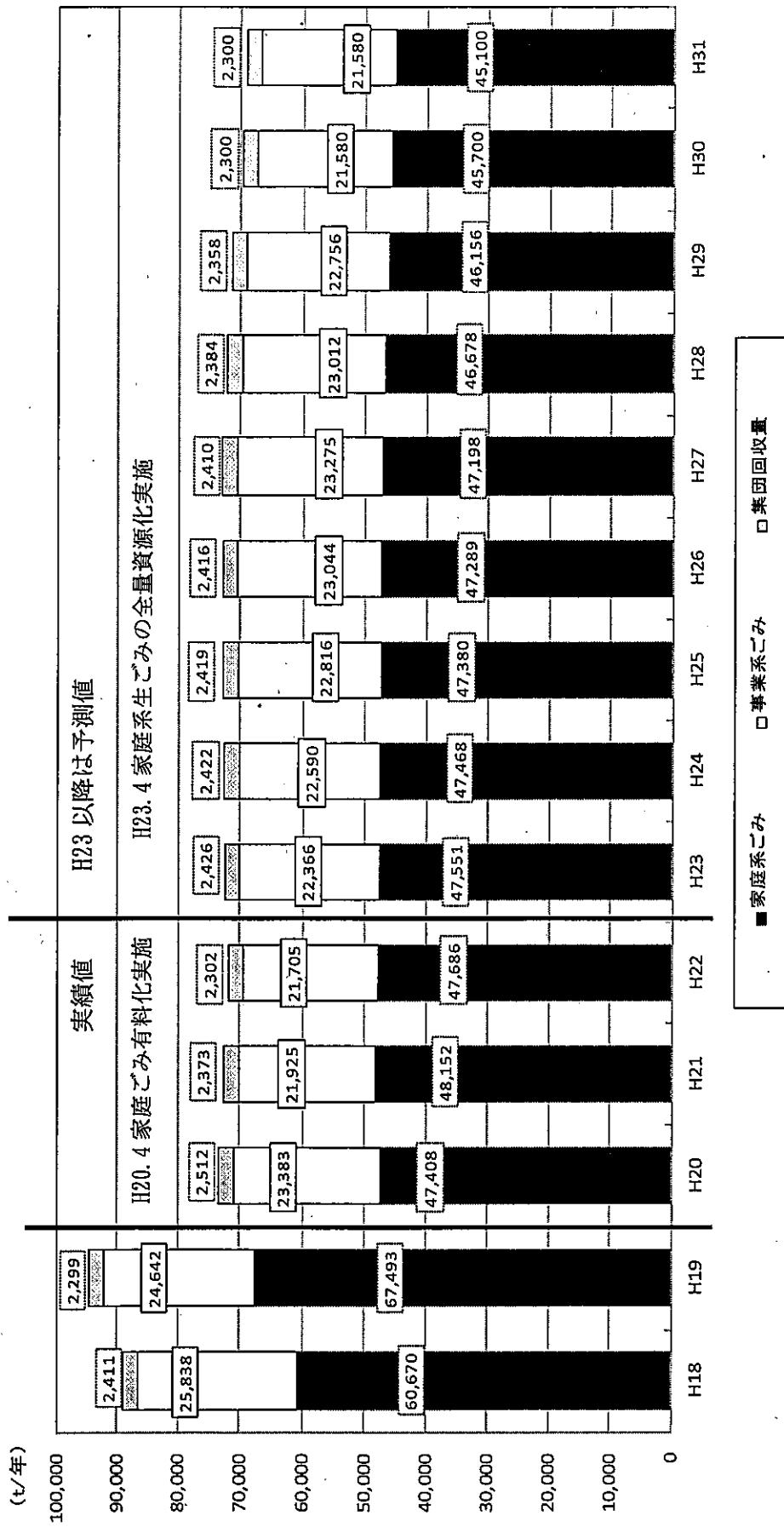
(1) 事業主体名	上越市	
(2) 事業目的	汚泥リサイクルパークの基幹的改良工事のため	
	汚泥リサイクルパーク基幹的設備改良事業（事業番号2）に係る長寿命化計画	
(3) 事業名称		
(4) 事業期間	H24	
(5) 事業概要	長寿命化計画策定	
(6) 事業計画額	2,849	千円

添付資料1 上越市的人口実績及び推移の予測結果



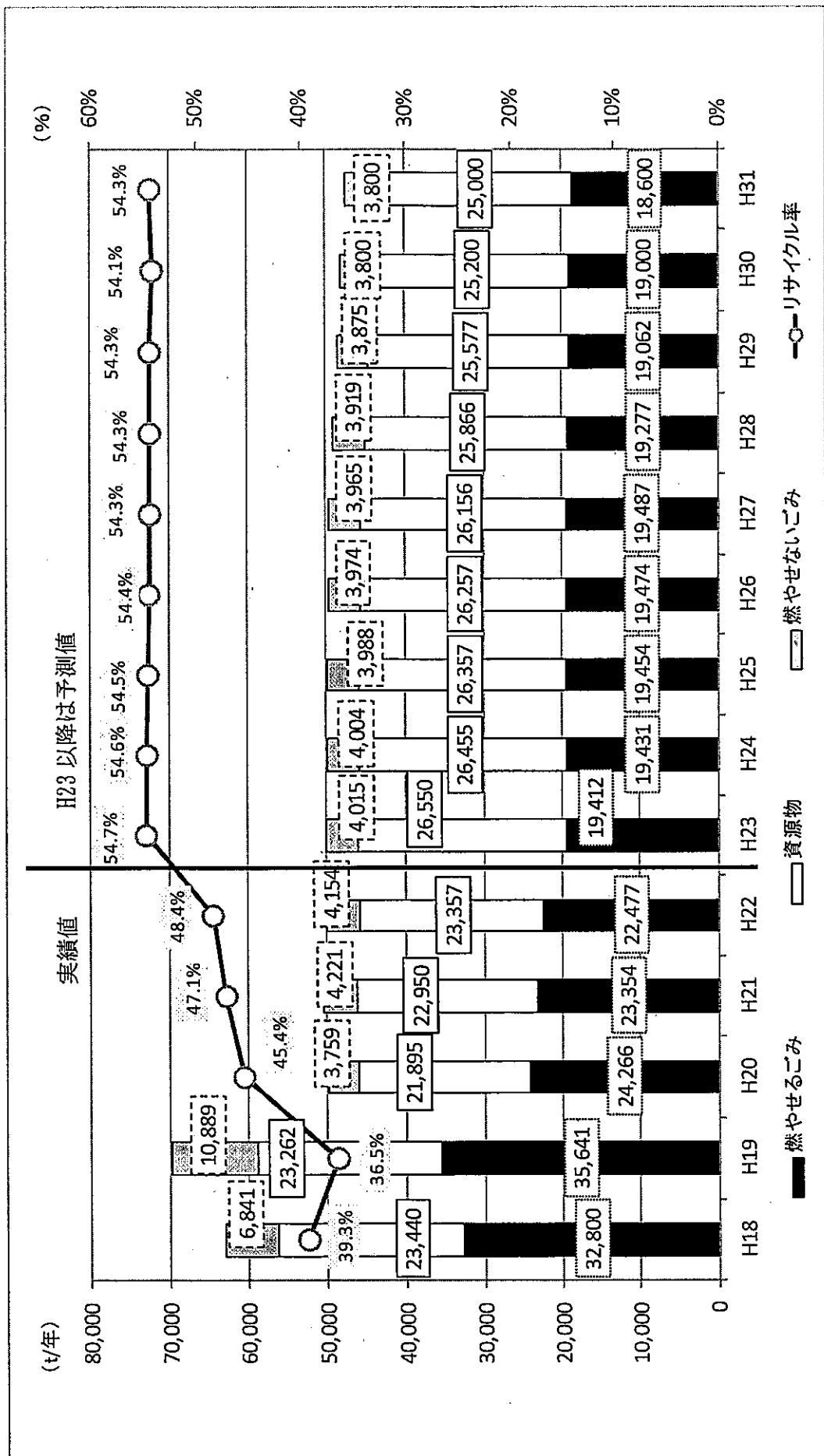
※平成27年度までの推計人口は上越市第5次総合計画(改訂版)、平成28年度以降は国立社会保障・人口問題研究所算出。

添付資料2 上越市のごみ排出量の実績及び推移の予測結果

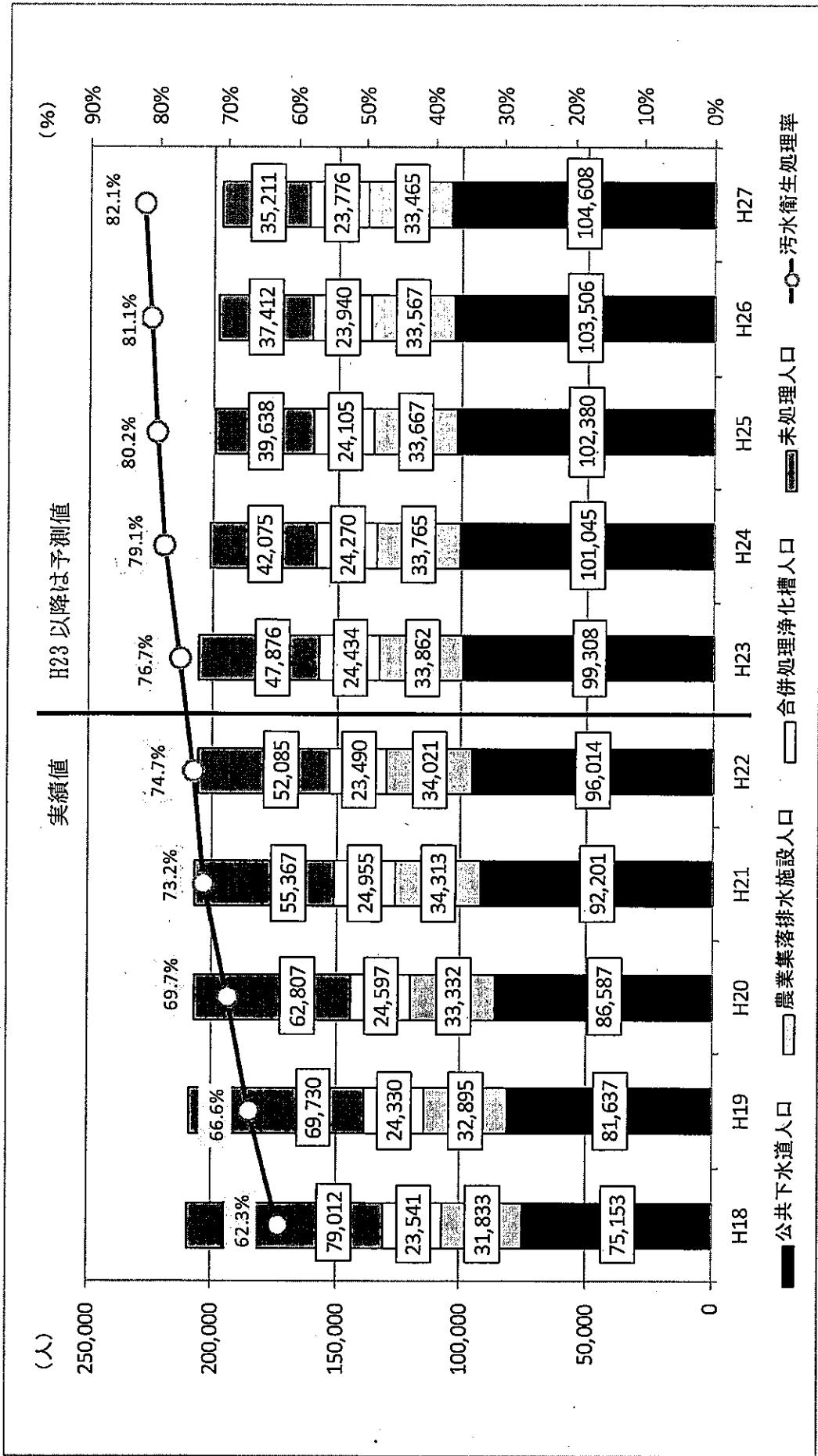


※平成20年4月から全市統一制度による家庭ごみ有料化制度を実施したため、ごみ排出量は大きく減少するとともに、リバウンド現象も発生しておらず、有料化の効果が継続している。

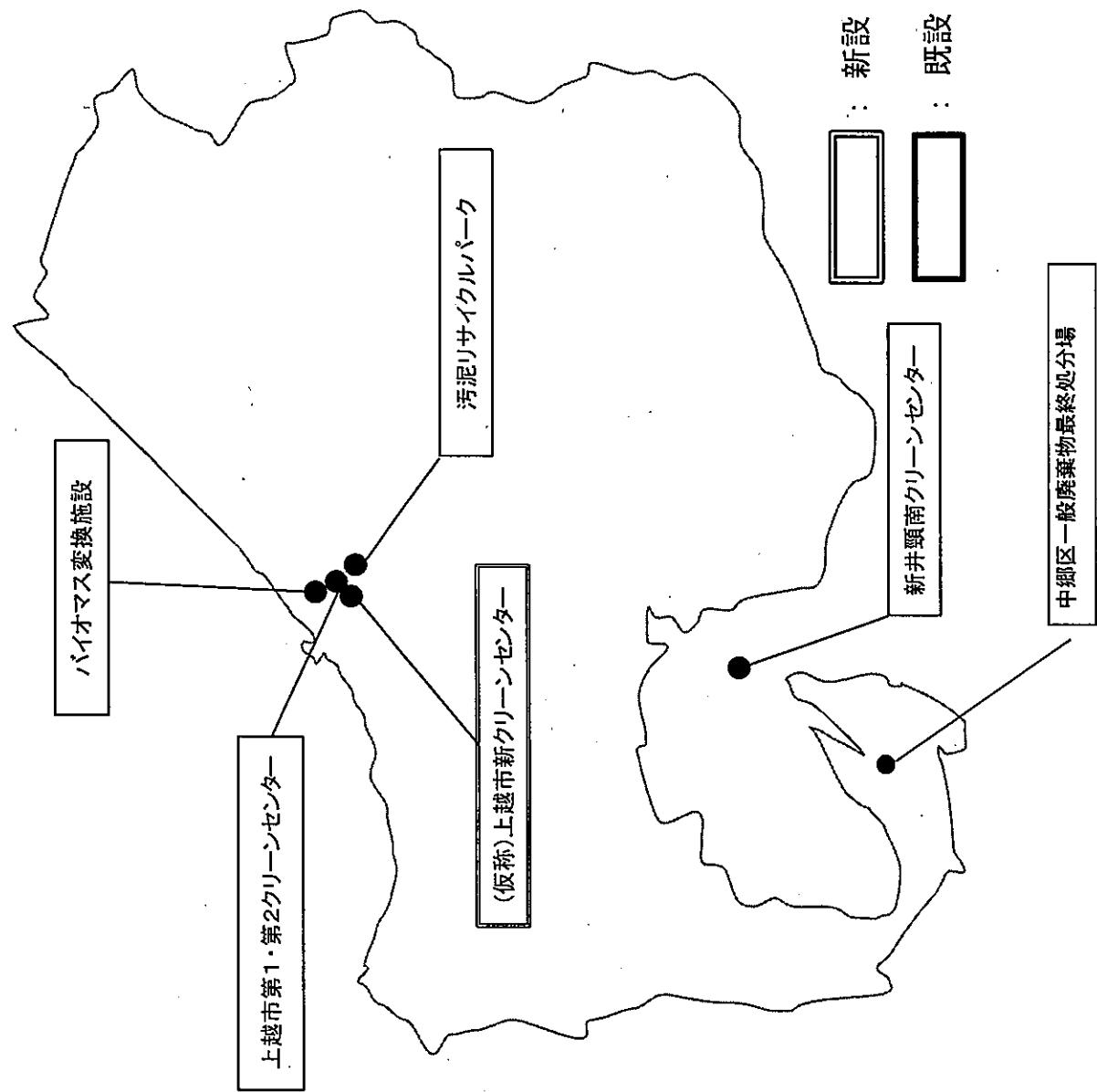
添付資料3 家庭系ごみの排出量及びリサイクル率の実績及び推移の予測結果



添付資料4 生活排水処理形態別人口の実績及び推移の予測結果

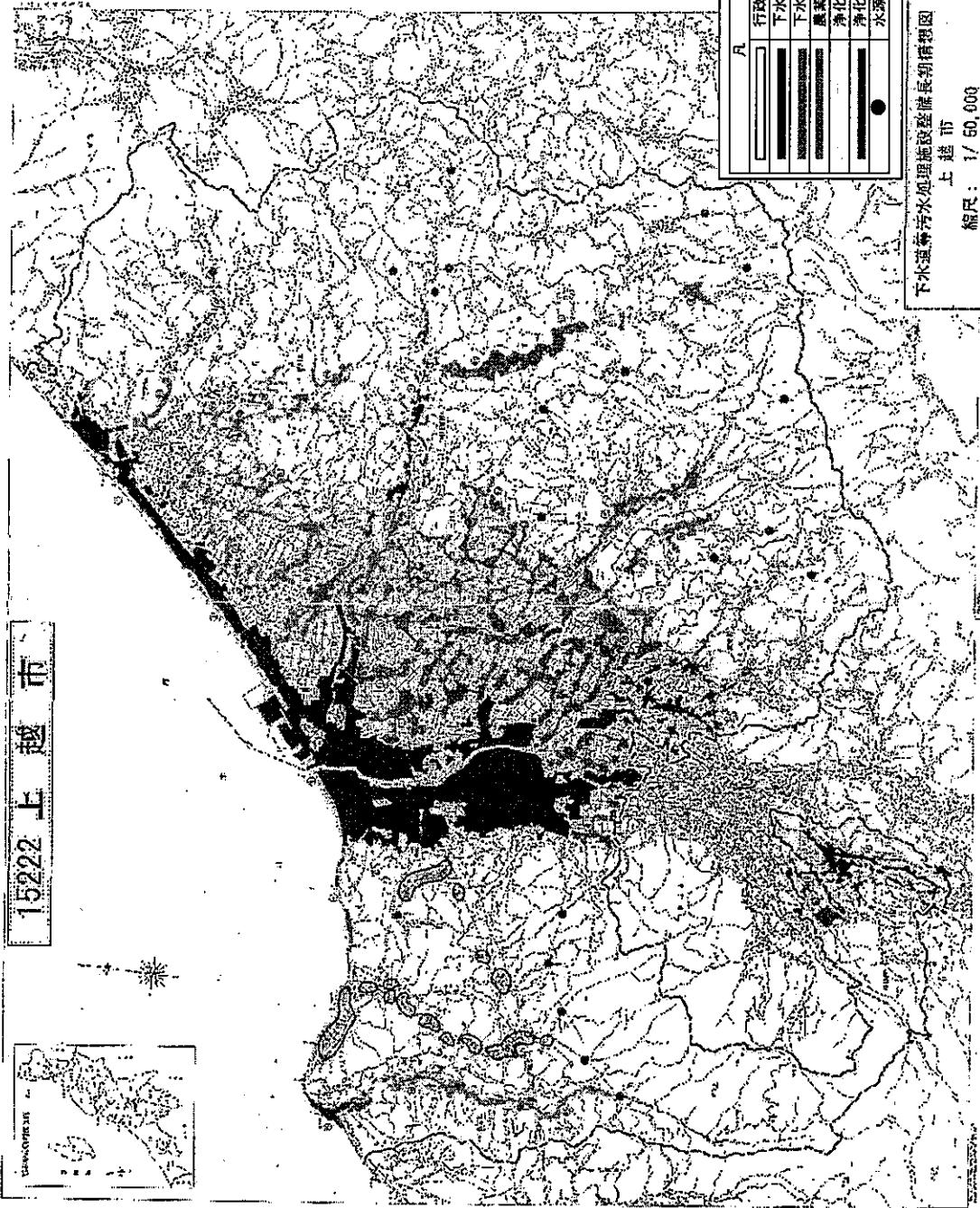


添付資料5 現況施設と新設予定施設位置図



添付資料 6 公共下水道等污水處理施設整備長期構想図

15222 上越市



## 添付資料7 家庭ごみの収集方法

品目	収集頻度	出し方	収集方式	収集形態
燃やせるごみ	3回/週	指定袋に入れて、持ち手部分を縛ってだす。指定袋に入らないごみは、直接指定シールを貼って出す。	ステーション（町内で管理するごみ集積所へ排出する）方式 委託	
燃やせないごみ	2回/月	指定袋に入れて、持ち手部分を縛ってだす。指定袋に入らないごみは、直接指定シールを貼って出す。指定袋に入らないごみは、直接指定シールを貼って出す。		
生ごみ	3回/週	十分に水切りした後、生ごみを指定の袋に入れて、持ち手部分を縛って出す。		
新聞紙	2回/月	できるだけ紙ひもを使い、十字に縛る。		
雑誌類	2回/月	できるだけ紙ひもを使い、十字に縛る。		
段ボール	2回/月	できるだけ紙ひもを使い、十字に縛る。		
紙製容器包装	1回/週	透明又は半透明の袋に入れるか、紙ひもで縛って出す。		
プラスチック製容器包装	1回/週	透明か半透明の袋で出す。		
缶	2回/週	中を洗って袋を使用せず、そのまま出す。		
びん	2回/週	中を洗って袋を使用せず、そのまま出す。		
ペットボトル	2回/週	中を洗って袋を使用せず、そのまま出す。		
乾電池	1回/2か月	袋は使用せず、そのまま出す。		
蛍光灯	1回/2か月	袋は使用せず、購入したときの空き箱に入れるか、新聞紙に包んで出す。		
廃食用油	随時	空いた容器等に入れて出す。	店頭回収	廃食用油回収協力店へ持ち込み
剪定枝・割り箸	2回/年	長さ3m、太さ50cmまでの枝木を回収。 ※割り箸は市役所で随時、回収。	直接持ち込み	収集会場へ持ち込み
牛乳パック、白色トレー	随時	袋は使用せず、そのまま出す。	店頭回収	リサイクル推進店へ持ち込み

※ライター類は収集車の火災防止のため、分別回収を実施。

※集積所に出せない大きさの燃やせるごみは、直接クリーンセンターへ持ち込みで処理。